

実費額を確認することとする。

なお、航空券の写しで航空賃の実費額を確認できないやむを得ない事情がある場合は、領収証等により確認することとする。

2 ホテルパックの取扱い

(1) 支給方法

旅行者が航空券と宿泊券が一体となった商品（以下「ホテルパック」という。）を利用した場合は、ホテルパックの料金から1泊につき宿泊料定額の2分の1を差し引いた額を航空賃の実費額とみなして支給（普通旅客運賃の額を限度とする。）する。

また、宿泊料については定額を支給する。

なお、旅行命令の時点で利用予定のホテルパックの料金が分かっている場合は、当該料金から1泊につき宿泊料金の2分の1を差し引いた額を航空賃とみなして概算払できることとする。

（ホテルパックの料金の実費額の確認は精算時で可。）

(2) 実費額に確認方法

旅行命令権者は旅行者に簡易旅行券（宿泊クーポン券）の写しを提出させ、ホテルパックの料金の実費額を確認することとする。

なお、簡易宿泊券（宿泊クーポン券）の写しにより実費額を確認することができないやむを得ない事情がある場合は、領収書等により確認することとする。

3 その他

旅行命令権者は航空賃の実費額又はホテルパックの料金の実費額を確認したときは、旅行命令書の摘要欄に「航空賃確認済」と記載することとする。

ホテルパックを利用した場合の問題点について

1 みなし航空賃の合理性について

佐賀県職員等の旅費に関する条例第6条は、旅費の種類を下記のよう規定している。

- 鉄道賃 : 実費払い
- 船賃 : 実費払い
- 航空賃 : 実費払い
- 車賃 : 路程に応じ1 km当り37円の定額又は実費払い
- 日当 : 定額払い

- 宿泊料 : 定額払い
- 食卓料 : 水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額払い
- 移転料 : 赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額払い
- 着後手当 : 赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額払い
- 扶養親族移転料 : 赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

出張により、航空機を利用し目的地で宿泊をした場合の旅費精算は次のようになされる。本当は空港から目的地までのその他運賃があるが、計算式を簡略化するため省略している。

$$\text{出張旅費} = \text{航空賃（実費）} + \text{宿泊料（定額）} + \text{日当（定額）}$$

ホテルパックを利用した場合、航空賃とホテル代が一緒になっており上記のような計算が出来ないため、パック料金からまず航空賃を計算し、これに宿泊料（定額）と日当（定額）を加算して支給している。このときの航空賃のみなし計算は、パック料金には航空賃と宿泊料（定額）の2分の1が含まれているとみなしている。

$$\text{パック料金} = \text{航空賃} + \text{宿泊料（定額）} \times 1/2$$

$$\text{出張旅費} = (\text{パック料金} - \text{宿泊料（定額）} \times 1/2) + \text{宿泊料（定額）} + \text{日当（定額）}$$

$$= \text{パック料金} + \text{宿泊料（定額）} \times 1/2 + \text{日当（定額）}$$

このような計算をするのは、宿泊料には当然宿泊日の食事代等の諸費用分も含まれており、この食事代等の支給をする必要があるためパック料金から航空賃を算出し、これに宿泊料（定額）及び日当（定額）を加算している。一見合理的な計算のようにも見えるが、時期によってホテルパック料金には変動があり、航空賃もホテル代も時期によって変動すると考えるのが自然である。であるとすると、宿泊料（定額）の半額をホテルパック料金から差引いたものが航空賃とみなすのも無理がある。

2 ホテルパックを利用した場合の食卓料適用の合理性について

ホテルパック料金には既に宿泊代も含まれており、含まれていないのは食事代等の諸費用部分である。

佐賀県職員等の旅費に関する条例第6条は、旅費の内訳として既に食卓料（船賃若しくは航空賃の外に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給される）の規定があり、ホテルパックを利用した場合はこの食卓料を適用すべきだと考える。

従って、ホテルパック以外を利用した場合との整合性、計算の明確性や計算の簡便性を考慮すると、ホテルパック利用の場合にも食卓料相当の食事代が支給されるようにすべきだと考える。

もちろん食事代のほかにも費用が含まれているとすれば、その分の支給は別途考慮されるべきである。

佐賀県職員等の旅費に関する条例別表第1には、次のように規定されている。

日当、宿泊料及び食卓料の定額 単位：円

| 区 分 | | 日 当 | 宿泊料(1夜に付) | | 食 卓 料 |
|-----------|--------------|--------|-----------|--------|--------|
| | | (1日に付) | 甲 地 方 | 乙 地 方 | (1夜に付) |
| 知事等 | 知 事 | 3,300 | 16,500 | 14,900 | 3,300 |
| | 副知事及 び出納長 | 3,000 | 14,800 | 13,300 | 3,000 |
| 8級職以上の職務者 | | 2,600 | 13,100 | 11,800 | 2,600 |
| 7級職以上の職務者 | | 2,200 | 10,900 | 9,800 | 2,200 |

この様に考えると、ホテルパックを利用した出張の場合の旅費精算は、出張旅費＝パック料金＋宿泊料(定額)×1/2＋日当(定額)ではなく

出張旅費＝パック料金＋食卓料(定額)＋日当(定額)が適当である。

宿泊料(定額)×1/2は食卓料(定額)より高く、食事代や諸雑費を賄うための額としてはやや多すぎると思われる。

3 ホテルパックの利用促進について

佐賀県庁では、ホテルパックが使える地域が制限されていたり、ホテルパックの購入が10日前までにする必要があったり等の制約があったり、時期によってはホテルパックの方が割引航空券を利用するより高くなったりする等必ずしも経済的に最善の手段ではないとしている。このような状況なのでホテルパックの利用促進について特段の奨励はしていない。

さらに同一地区でも通常宿泊ホテルによって複数の料金が設定されており、どの料金を選択すべきかの規定も無い。

平成16年度(平成16年4月より平成17年3月まで)の本部ごと

の利用状況（佐賀県庁職員課調べ）は次の表のとおりである。

| 所属本部 | 人数 | | 利用率 延人数% | 泊数 | | 利用率 延人数% |
|--------|-------|-------|-------------|-------|-------|-------------|
| | 全体 | パック | | 全体 | パック | |
| 統括 | 290 | 88 | 30.3 | 347 | 98 | 28.2 |
| くらし環境 | 174 | 99 | 56.9 | 236 | 121 | 51.3 |
| 健康福祉 | 543 | 293 | 54.0 | 920 | 455 | 49.5 |
| 農林水産商工 | 803 | 443 | 55.2 | 1,137 | 583 | 51.3 |
| 県土づくり | 817 | 439 | 53.7 | 1,180 | 579 | 49.1 |
| 経営支援 | 339 | 181 | 53.4 | 442 | 232 | 52.5 |
| 出納局 | 26 | 14 | 53.8 | 37 | 22 | 59.5 |
| 合計 | 2,992 | 1,775 | 52.0 | 4,299 | 2,090 | 48.6 |

ホテルパック利用の状況は宿泊を伴う出張全体の半分近くを占めている。この原因としては、ホテルパック利用のほうが一般に出張旅費が安いという経費削減意識と、宿泊料（定額）の半額加算が職員に歓迎されている向きもあると思える。

監査対象とした県立博物館・美術館、九州陶磁文化館、有田窯業大学、窯業技術センターの平成16年度のホテルパック利用による出張で利用されている料金のランクは、中間より安いランクの利用が殆どであった。

使用すべき料金ランクの設定と、宿泊料（定額）の半額加算にかわる食卓料等の採用を早急に検討するとともに、ホテルパック利用により経費削減による県財政への貢献が可能である出張についてはホテルパックの利用促進を積極的に推し進めるべきである。

3. 旅費精算時の規定に基づく旅費と実際の旅費との差額処理について

佐賀県職員等の旅費に関する条例に基づく旅費と実際にかかった旅費とで差額が生じた場合については、条例第29条に基づき旅費の調整が行われる。

同条第1項は、旅行命令権者が実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことが出来ると規定し、旅行命令権者に支給しない部分の裁量権を与えている。

県庁職員課の説明では、差額の減額は旅行命令権者が決定するので正確に把握はしていないが、差額の減額について旅行命令権者と旅行者の協議で差額全額を減額したり、一部を減額したりしている場合があるとのことであった。

有田窯業大学の研修旅行旅費の精算で、有田博多間の交通費が貸切バス利用のため旅費に差額が生じ協議の結果、差額全額が減額支給されていた。

しかしどの程度まで減額するかを旅行命令権者に委ねるのは、公平性や明瞭性に欠ける。差額の全額を減額すると規定する等、旅行命令権者の明快な判断指針となるよう条例を改定すべきである。

4. 講師等への報酬支給日について

通常、給与支払いについては、締切日及び支払日を定めているものと考えられるが、窯大では、非常勤講師等に対する報酬支払日は特に定めていないとの事であり、実際の支払状況は一定していない。

平成16年4月分から6月分までの支払い状況は下記のとおりである。

給与等の支払日の状況

オンラインシステム月次票及び月別証拠書類綴りより

| 区分 | 勘定科目 | 支払対象 | 支払日 | | |
|------------------------|------|-------------------------|------|------|------|
| | | | 4月分 | 5月分 | 6月分 |
| 人件費 | 報酬 | 嘱託職員報酬 (校長他助手6名) | 4/21 | 5/21 | 6/21 |
| | | 嘱託職員報酬 (短期研修非常勤講師3名) | 5/19 | 6/30 | 7/13 |
| | 賃金 | 日々雇用職員賃金 (1名) | 5/11 | 6/4 | 7/5 |
| 管理運営費 | 報償費 | 非常勤・特別講師謝礼 (非常勤講師分) | 6/14 | 6/21 | |
| | | 6/18公開講座講師謝礼 | | | 6/18 |
| | 費用弁償 | 非常勤講師旅費交通費 | 6/14 | 6/21 | |
| 6/18、19公開講座講師 旅費交通費 | | | | 6/18 | |

締切日は、すべて月末で計算されているが、支払日は、嘱託職員報酬以外は一定していない状況であり、実際、支払日を定めていない。

ただし、公開講座の講師報酬については、遠方からの旅費を含めて、事務処理上、当日現金払いもやむを得ない面もあると考える。

しかし、県職員の人件費及び嘱託職員報酬(校長他助手6人分)については、月末締め当月21日支給と定めているとのことである。

4月分の非常勤講師への支払日(6月14日)が遅れた理由として、ある非常勤講師の振込先がいつまでも知らされなかったため、予定日に振り込めなかったこともあるとの事だが、支払いが遅れるのはその人自身

の責任に課すべきで、その人のみ、次月の一定日に支払うことにしても問題は無いものと考えられる。

事務処理の効率化を図る上でも、締切日及び支払日を定めるべきである。

5. カリキュラムについて

窯大は、平成4年以降は生産管理や経営管理の講座が削減され、技術面が重視される傾向にある。しかし消費者ニーズの把握や経済環境の動向の把握をもとに生産現場での柔軟な発想を得るためには、生産管理や経営管理の知識も必要であると考ええる。

広い視野に立って物事を考え、実践し、未知の領域を自ら開拓できる人材の養成を目的とする窯大にあっては、あまりに技術系に重点を置くカリキュラム編成となっているのではないかと考える。

窯大の授業は、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時半まで行われる。しかし実際には学生からの要望により、終業後も午後8時まで学校を開放し自習ができるように配慮されている。終業後の自習時間を使わないと履修できない状態になっていないのかが懸念される。

専門課程においては、平成16年度は第1年次に3日間の国内研修旅行、第2年次には7日間の中国研修旅行が実施されている。この研修旅行は本当に必要であるのか。通常の大学でさえ研修旅行が実施されているのは稀である。専門課程においては、基礎的な窯業の教育期間であり、高度な教育は研究科でなされている。基礎教育期間である専門課程では、前述の生産管理や経営管理を削除してまで研修旅行を実施する必要があるのだろうか。

窯大のすぐ近くには九州陶磁文化館があり、この館蔵品の中にも中国磁器はあり、もっと九州陶磁文化館を利用すべきであろう。

陶磁器デザイン・原型石膏型・成形・装飾・陶磁器原料等の中から専門的研究テーマを選定させさらに高度な知識・技術の習得を目指す研究科では、それぞれの学生が専攻している学科の先進地の研修も意味があると考ええる。学生自身に、自らの取得している知識・技術の程度と先進・先端技術とを比較させより一層の研鑽を積ませることは大いに意義があるであろう。

カリキュラムの編成は、再考の余地があると考ええる。

6. 職員会議について

職員会議は校長が招集し、重要な事項について職員の意見を聞くことになっている。しかし会議の次第は作成されているが、議事録の作成が

ない。学生の入学、進級、卒業並びに懲戒に関する事項も会議に諮られるので、管理規則には議事録作成が規定されていないが、当然議事録の作成は必要と考える。

7. 窯大運営協議会について

運営協議会の過去3年分の議事録を閲覧した。平成14年度、15年度の会議は、構成員に対する協議会の4つの所掌事務に関する事務局からの説明が大半で、殆ど会議の体をなしていなかったように感じられた。構成員からの質問も殆どなく、1時間以内で会議が終了していた。平成16年度は、平成15年8月に運営協議会から4年制大学化についての構想が提案されたことにより、窯大が教育振興会に依頼して調査した「有田窯業大学校検討情報収集事業」の報告もあり2回開催されていた。

しかし、窯大を取り巻く環境は学生の応募、合格者数、卒業生の就職状況のいずれをとっても非常に厳しいものがあり、窯大だけで解決できるものではない。運営協議会は産学官を挙げて構成されており、窯大は環境の厳しさとその打開策について協議会と検討を重ねるべきであると考えられる。

8. ソフトウェアの管理について

窯大では備品出納・管理簿に記載される物品を物品分類表上のコード番号を用いて登録している。しかし、画像データベースやモニター用等のソフトウェアを登録するコード番号は設けられておらず、ハードウェア本体であるパソコンと共に一式にまとめられて管理されている。

現在、教育用として使用されているパソコン（アップル社製）に搭載（インストール）されているソフトウェア（1本30,000円以上）は以下の通りである。これらのソフトウェアの供給媒体（CD-ROM等）の購入支出は消耗品として一般需用費等の費目で計上されている。

下表のような比較的高価なソフトウェアは無形固定資産として資産管理すべき物品であると考えられる。よって、物品分類表上に「ソフトウェア」として新規にコード登録すると共に、取得価格20,000円以上のソフトウェアについては備品出納・管理簿へも記載して、その利用状況を把握しておくべきである。

| 用途 | メーカー名 | 品名 | 数量 | 金額（円） |
|----------|----------|-------------------------|----|---------|
| ペイント系 | アトビ | フォトショップ 5.5J | 5 | 277,350 |
| ドロー系 | アトビ | イラストレータ 9.0J | 15 | 726,500 |
| 3DCG系 | イクスツールズ | Shade Pro.R4 | 1 | 55,500 |
| フォトショップ用 | メディアビジョン | Photo Tool3.0 | 1 | 34,560 |
| サーバ用 | アップル | Apple Share IP6.3 | 1 | 109,760 |
| 画像データベース | - | Extensis Portfolio 4.0J | 1 | 35,800 |

9. 収支計算書の作成について

窯大は現地機関としての位置づけで歳入報告書並びに歳出報告書が作成されており、窯大全体の収支を示す計算書類並びに貸借対照表の作成がなされていない。窯大の定員は、専門課程30名、研究科10名それに短期研修40名の小規模な専修学校である。その収支は平成16年度では、約147百万円の支出超過となっている。窯大を私立学校とみなすと、年間約147百万円の補助金を貰わないとその存続が出来ない状態であるが、佐賀県の私立学校でこの規模でそのような多額の補助金を得ているところはない。佐賀県の並々ならぬ窯業界振興に向けた姿勢がここに現れている。

しかし、窯大への入学希望者の出身地ごとの人数、卒業後の就職状況を見ると、半数以上が県外からの入学希望者と県外就職の状況である。現状は窯大の教育目標から大きくずれ込んでいると言わざるを得ない。このような中で入学金については、佐賀県出身者84,600円、それ以外は169,200円と差があるもののそれ以外はまったく差がない。教育機関であるから出身地で授業料等に差をつけることはおかしいという考え方もあろうし、もともと佐賀県の窯業界の振興を図る目的だから差をつけるのが当然との考え方もあろう。

いずれにしても、この多額の支出超過をどう縮小するかも重要な課題である。収支のどの項目をどのように改善すべきかの検討を行うためにも、ありのままの収支状況が判然とわかる収支計算書の作成が必要である。

